

令和7年度 追加指定（国指定文化財）

記念物（特別史跡） いわせせんづかこふんぐん 岩橋千塚古墳群（追加指定）

- 1 種別（区分） 記念物（特別史跡）
- 2 名称（員数） 岩橋千塚古墳群
追加指定後面積 1,611,137.16 m²
既指定地 629,943.51 m²
追加指定地 981,193.65 m²
- 3 所有者 国、和歌山県、和歌山市、個人等
- 4 管理団体 和歌山県
- 5 所在の場所 和歌山市岩橋 1833 番外 644 筆等
- 6 指定年月日 史跡指定 昭和6年7月31日
特別史跡指定 昭和27年3月29日
追加指定 昭和63年12月21日
追加指定 平成12年3月29日
追加指定 平成28年10月3日
追加指定 令和7年9月18日

（説 明）

岩橋千塚古墳群は、和歌山平野の東側、紀の川の南岸に所在する岩橋山塊において、古墳時代前期から終末期にかけて築造された、978 基に及ぶ日本有数の大規模な古墳群である。岩橋山塊の北西側の小山塊に位置する花山地区、北西部に位置する大谷山地区、西部に位置する大日山地区、大日山地区東側に位置する前山A地区・前山B地区等の10地区に区分されており、このうち和歌山県が大正7年（1918）に実施した発掘調査成果を踏まえ、前山A地区・前山B地区の大半が昭和6年（1931）に史跡指定された。そして、昭和27年（1952）には、その規模や埋葬施設の多様性から、学術上きわめて重要なものとして特別史跡に指定された。その後、関西大学や同志社大学と連携した和歌山市教育委員会の調査を経て、和歌山県教育委員会により発掘調査が行われ、その成果や昭和40年代以降の文献史料研究により古墳群の造墓集団が古代豪族「紀氏」が比定されるに至った点も踏まえ、昭和63年（1988）、平成12年（2000）、平成28年（2016）には大谷山地区、大日山地区、和佐地区の一部が追加指定された。

和歌山県教育委員会は、平成31年（2019）に『特別史跡岩橋千塚古墳群保存活用計画』を策定し、それに基づき令和2～6年度にかけて、各地区の分布調査とともに、井辺1号墳、寺内18号墳の発掘調査を行った。また、これまでに行った発掘調査成果の整理に加え、各地区の古墳の様相を明らかにし、その総合的な評価を行った。

岩橋千塚古墳群は古墳時代前期から終末期にわたり築造された大規模古墳群であるとともに、古墳の消長や墳形の変化が列島的な古墳・古墳群の動向と一致し、ヤマト政権の政治的動向と地域におけるその影響の在り方を、古墳時代の大半の時期において示す古墳群として学術的価値が極めて高い。とりわけ、大型の前方後円墳が築造され始めた6世紀前葉は、ヤマト政権の政治的変動や朝鮮半島を中心とする東アジアの情勢の変化が発生した時期と一致し、当該期のヤマト政権を中心とした列島全体の政治的動向を反映している。また、墳丘、埋葬施設、副葬品、埴輪の種別・規格などに見出される古墳の階層構造や岩橋型横穴式石室とその構造、形象埴輪の意匠や円筒埴輪の製作技術にみられる

独自性と地域間交流の証左は、地域首長による地域支配の実態を知る上で重要である。

今回、条件が整った大谷山地区、大日山地区の一部とともに、岩橋山塊南斜面に位置する寺内地区、井辺地区が特別史跡に追加指定された。



岩橋千塚古墳群遠景（南から）



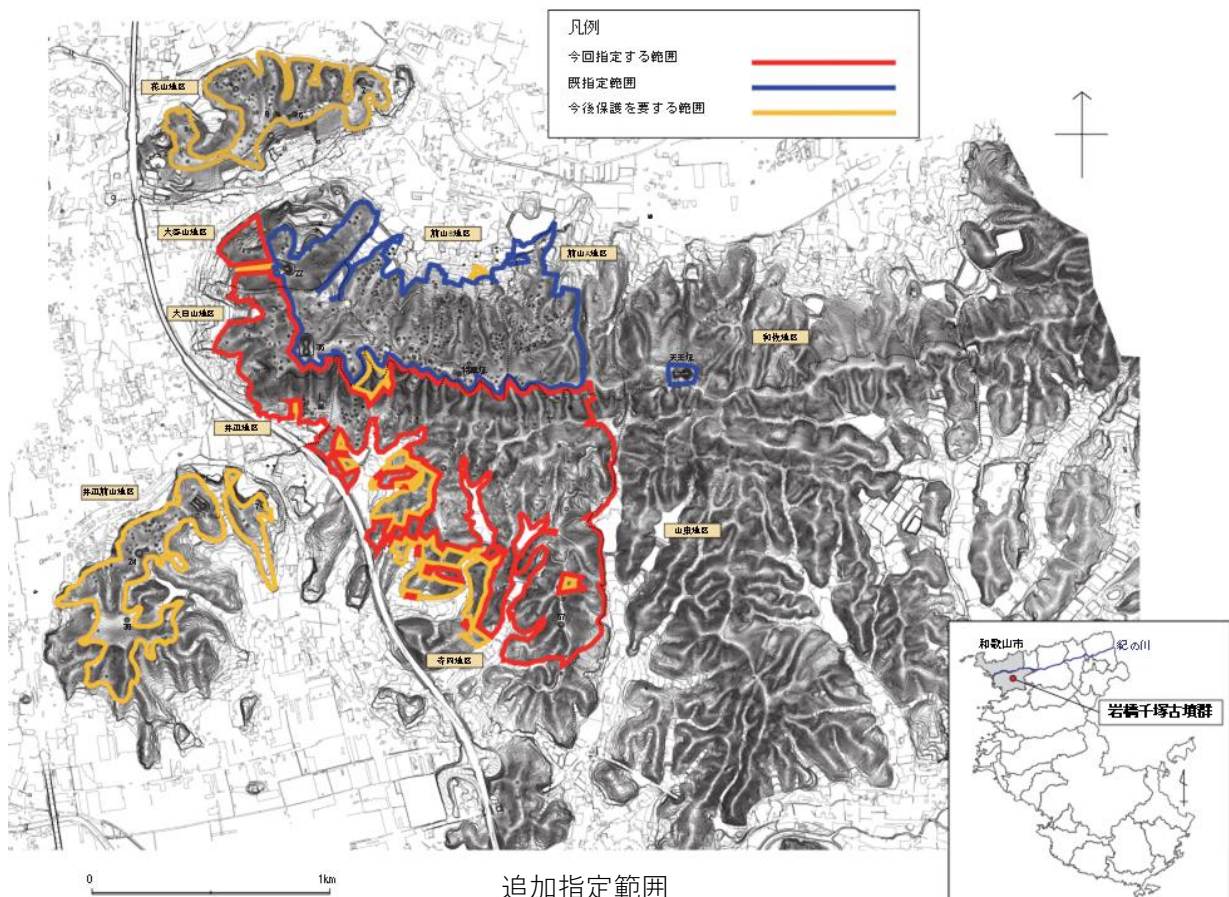
天王塚古墳横穴式石室



寺内 18 号墳 墳丘 前方部北西隅（北西から）



井辺 1 号墳 墳丘（南西から）



記念物（特別史跡） ゆあさとうじょうかんあと 湯浅党城館跡 ゆあさじょうあと 湯浅城跡 ふじなみやかたあと 藤並館跡 （追加指定）

- 1 種別（区分） 記念物（史跡）
- 2 名称（員数） 湯浅党城館跡 湯浅城跡 藤並館跡
追加指定後面積 19,221.69 m²
既指定地 18,069.69 m²
追加指定地 1,152.00 m²
- 3 所有者 湯浅町、有田川町、個人
- 4 管理団体 湯浅町、有田川町
- 5 所在の場所 有田郡湯浅町大字青木 77 番地 1 ほか
有田郡有田川町下津野 355 番地ほか
- 6 指定年月日 史跡指定 令和 3 年 3 月 26 日
追加指定 令和 7 年 9 月 18 日

（説 明）

湯浅党城館跡は、平安時代末期から南北朝期の紀伊国において大きな勢力を誇った湯浅一族を中核とする武士団「湯浅党」の城館跡で、有田川下流域に所在する。湯浅党は豊富な文献史料から西日本における中世前期の武士団の実態が分かる事例として調査研究が行われてきたが、その拠点となる城館の調査はこれまでほとんど行われてこなかった。そのため、平成 28 年度から有田市・湯浅町・有田川町の 3 市町が連携して、湯浅氏「一門」の本拠である湯浅城跡、婚姻関係や養子関係による擬制的な血縁関係によって結びついた「他門」の代表的な存在である藤並氏の本拠地である藤並館跡等の発掘調査を実施した。湯浅城跡では、戦国時代に改変されているものの、築城時期が 13 世紀に遡ることが確認され、湯浅氏によりその縄張りが形作られた可能性が高まった。藤並館跡では、現存する土塁の下から 13 世紀後半に遡る土塁が検出されたことにより、館の基本構造は藤並氏の時代に造られ、戦国期にかけて改変が繰り返されたことが明らかになった。湯浅党の本拠地に形成されたこれらの城館跡は、豊富に残る文献史料、有田川流域を中心に残る湯浅党関連の寺院や石造物などとともに、中世前期の社会状況を示しており、我が国の中世前期の武士団の在り方を知る上で重要であることから、令和 3 年に湯浅城跡と藤並館跡が史跡に指定された。

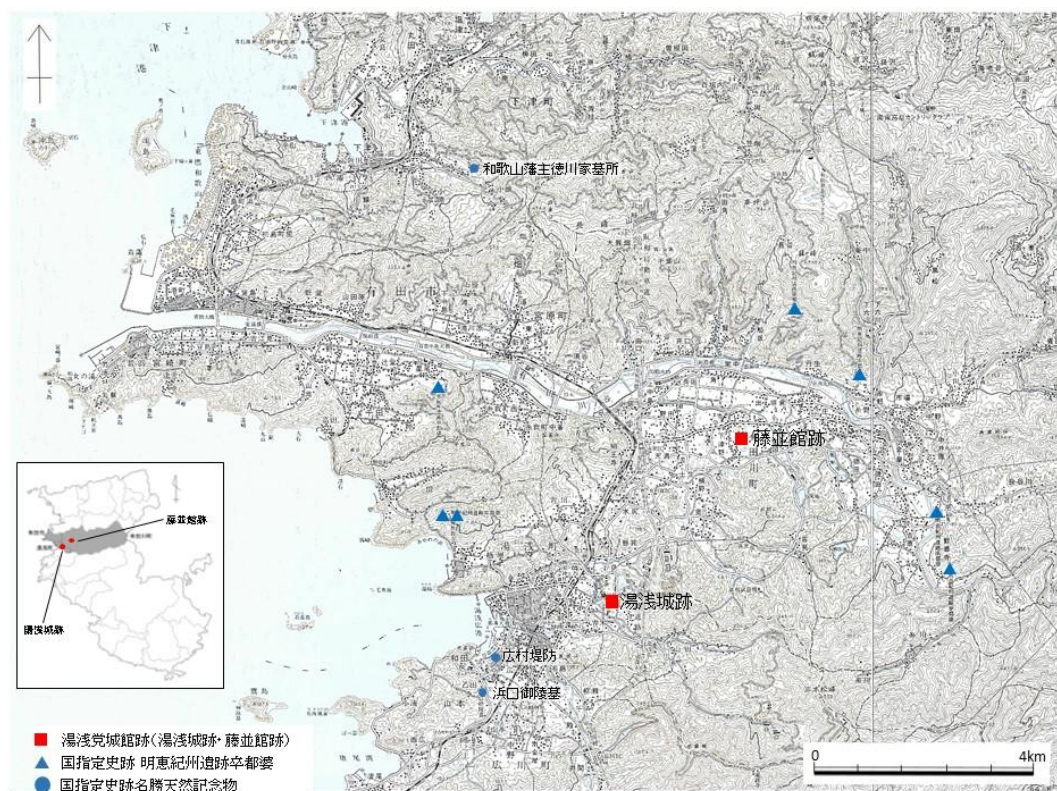
今回、条件の整った有田川町所在の藤並館跡の北堀の一部とその北側に隣接する土手状の高まりの範囲が史跡に追加指定された。



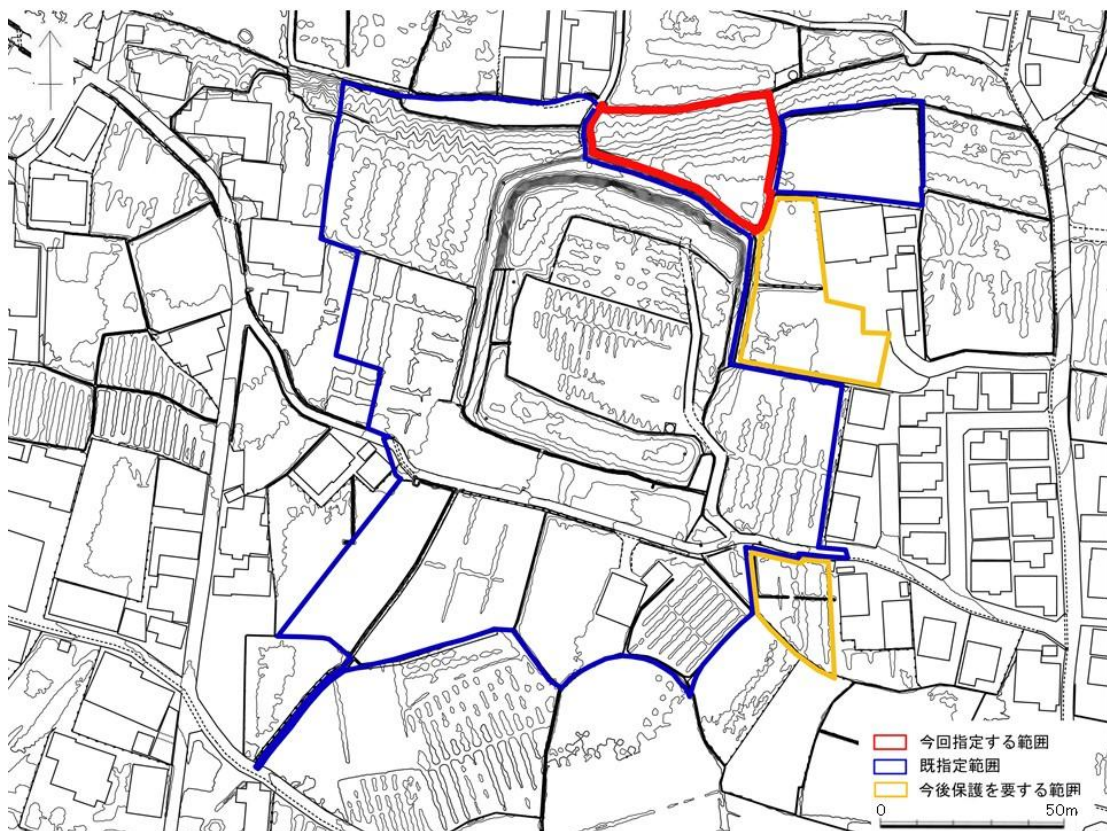
藤並館跡 航空写真



追加指定地（東から）



湯浅党城館跡の位置



追加指定範囲

記念物（特別史跡） ^{しんぐうじょうあとつけたりみずのほしよ} 新宮城跡附水野家墓所（追加指定）

- 1 種別（区分） 記念物（史跡）
- 2 名称（員数） 新宮城跡附水野家墓所
- 追加指定後面積 37,113.34 m²
- 既指定地 34,290.92 m²
- 追加指定地 2,822.42 m²
- 3 所有者 新宮市、個人
- 4 管理団体 新宮市
- 5 所在の場所 新宮字丹鶴三丁目 7687 番 19 ほか
- 6 指定年月日 史跡指定 平成 15 年 8 月 27 日
- 追加指定 令和 8 年 2 月 17 日

（説 明）

新宮城跡は、熊野川河口部南岸に位置し、丹鶴山と呼ばれる独立丘陵に立地する近世城郭である。新宮城は、関ヶ原の戦い後、紀伊国を領した浅野幸長の一族である浅野忠吉により築城が始められ、元和 5 年（1619）、徳川頼宣の入国時に水野重仲が新宮に入部した後、改修工事が進められ、寛永 10 年（1633）に一応の完成をみた。その後、水野家の居城として改修が行われ、明治期の廃城まで利用された。

昭和 56 年（1981）から平成 12 年（2000）に実施された発掘調査の結果、新宮城跡は我が国の近世大名家の経済的基盤を考える上で重要と評価されたため、南西約 1.5km の位置にあり良好に保存されている水野家墓所とともに、平成 15 年（2003）に史跡に指定された。

丹鶴山西側の平地部分は、宝永地震（1707）以降作製とされる「紀州新宮城絵図」に描かれている区画が現在も確認できる範囲である。当該地で公園整備に伴い、平成 9 年（1997）度実施された確認調査では、石垣や石敷きの排水路や大手道の道路敷きと想定される遺構が検出された。さらに、当該地に現存する建造物 2 棟も新宮城に関連する近世に建築された建造物である可能性が高いことも判明した。

今回、条件が整った大手道、石垣のほか、近世に建築された可能性の高い建造物が現存する丹鶴山西側の平地部分の範囲が史跡に追加指定された。



新宮城跡附水野家墓所
（新宮城跡部分 西から）



追加指定地内に所在する石垣
（西から）

